

横浜市立大学留学生会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、留学生の大学生活の支援と、日本人学生、在学・卒業留学生間のネットワーク形成及び異文化理解の推進のため、横浜市立大学留学生会（以下「留学生会」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付対象団体は、留学生会とする。なお、留学生会においては、会費等の徴収により、補助金以外の財源確保にも努めることを前提とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる事業を交付対象とする。

- (1) 新入生・卒業生の歓送迎会
- (2) 同窓会、総会などの会議運営事業
- (3) 研究会や展覧会参加など異文化理解の促進に寄与する事業
- (4) その他留学生会の目的を達成するために特に必要な事業

(補助金額)

第4条 補助金額は、予算の範囲内で決定する。

(手続き及び必要書類)

第5条 補助金交付のための手続き及び必要書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金を申請する場合、留学生会は、次の書類を理事長に提出しなければならない。
 - ア 留学生会補助金申請書（第1号様式）
 - イ 留学生会活動予算書（第2号様式）
- (2) 理事長は、申請書類を受理後、速やかに申請書類を審査し、補助金交付の可否を決定する。交付が決定した場合には、留学生会に留学生会補助金交付決定通知書（第3号様式）を交付する。
- (3) 補助金を請求する場合、留学生会は、交付決定後、留学生会補助金請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。
- (4) 留学生会は、各活動終了後および年度終了後、速やかに、次の書類を理事長に提出しなければならない。
 - ア 留学生会各活動報告書（第5号様式）
 - イ 留学生会年度活動報告書（第6号様式）
 - ウ 留学生会年度活動決算書（第7号様式）

なお、決算書については、以下の条件を満たす領収書等を添付することとする。

 - (ア) 宛名が「横浜市立大学留学生会」であること。
 - (イ) 用途、購入品目が明記されていること。
 - (ウ) 押印等により、発行元が明らかであること。

(5) 留学生会は、次の各号いずれかに該当した場合は、速やかに留学生会補助金返還届（第8号様式）を添えて、補助金の一部または全部を返還しなくてはならない。

- ア 精算後に余剰金が生じたとき
- イ 留学生会の目的に沿わない飲食・遊興費に使われたとき
- ウ 虚偽、その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

第1号様式

留学生会補助金申請書

年 月 日

公立大学法人

横浜市立大学 理事長

団体名 _____

代表者所属（学部・研究科） _____

代表者氏名 _____ 印 _____

留学生会補助金交付要綱に基づき 年度の補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 ￥ _____

2 活動予定・活動内容

活動名	実施時期	活動内容

3 添付書類

留学生会活動予算書（第2号様式）

第2号様式

留学生会活動予算書

年度の活動予算は、次のとおりです。

1 収入額

項目	金額	説明
大学補助金		横浜市立大学からの補助金
会費		1人(円)
合計		

2 支出額

項目	金額	説明
合計		

* 支出科目に繰越金の計上は、認めません。

第3号様式

留学生会補助金交付決定通知書

年 月 日

団体名 _____

代表者所属（学部・研究科）_____

代表者氏名 _____ 印 _____

公立大学法人横浜市立大学理事長

年 月 日付けで申請のあった 年度の「留学生会補助金」
については、次の条件をつけて、¥ を交付します。

- 1 留学生会補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 留学生会活動終了後は速やかに留学生会活動報告書及び留学生会活動決算書を提出すること。
- 3 虚偽、そのほか不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還すること。
- 4 精算後に余剰金がある場合は、その余剰金を返還すること。

交付時期 年 月 日 (予定)

第4号様式

留学生会補助金請求書

年 月 日

公立大学法人
横浜市立大学理事長

団体名 _____

代表者所属 (学部・研究科) _____

代表者氏名 _____ 印 _____

年度留学生会補助金として、次の金額を請求します。

¥ _____

なお、補助金につきましては、次の口座に振り込み願います。

銀行・支店	銀行・信用金庫	支店・出張所
預金種別・口座番号	(普通・当座) 預金・口座番号	
名義人	横浜市立大学留学生会 会長	

名義人欄は、通帳にかかれている団体・名義人氏名を省略せずに書きください。

通帳表紙のコピー貼付欄 (見開き1ページ目を複写してください)

第5号様式

留学生会各活動報告書

年 月 日

公立大学法人
横浜市立大学 理事長

団体名 _____

代表者所属 (学部・研究科) _____

代表者氏名 _____ 印 _____

年度の補助金の交付を受けた活動について、次のとおり報告します。

1 活動報告書

活動名	
実施日時	
実施場所	
参加人数 (名簿を添付すること)	

2 活動内容

3 経費の概要

収入	金額	詳細
会費		

支出	金額	詳細

※活動後2週間以内に、領収書の写しを添えて提出すること。

第6号様式

留学生会年度活動報告書

年 月 日

公立大学法人

横浜市立大学 理事長

団体名 _____

代表者所属（学部・研究科） _____

代表者氏名 _____ 印 _____

年度の補助金の交付を受けた活動について、次のとおり報告します。

1 活動報告書

活動名	実施時期	活動内容および 参加人数

2 添付書類

留学生会年度活動決算書（第7号様式）

第7号様式

留学生会年度活動決算書

団体名 _____

代表者所属（学部・研究科）_____

代表者氏名 _____ 印 _____

年度の活動決算は、次のとおりです。

1 収入額

項目	金額	説明
補助金		大学からの補助金
会費		
合計		

2 支出額

項目	金額	説明
合計		

* 上の欄に書ききれない場合は、適宜用紙を追加すること。

* 既に提出済みの領収書添付は省略可。

第8号様式

留学生会補助金返還届

公立大学法人
横浜市立大学理事長

団体名 _____

代表者所属（学部・研究科） _____

代表者氏名 _____ 印 _____

以下の理由により、補助金の（一部・全部）を返還いたします。

- (1) 精算後に余剰金が生じたため。
- (2) 用途が留学生会の活動の目的に沿わないと判断されたため。

詳細

返還金額	
交付金額	
説明	

添付書類

- (1) 留学生会年次活動報告書（第6号様式）
- (2) 留学生会年次活動決算書（第7号様式）
- (3) 領収書等
- (4) その他大学が指定するもの